

平成25年度第1回半田市都市計画審議会 議事録

日時：平成26年1月10日(金) 午後3時00分～

場所：半田市役所 北館2階 委員会室

《午後3時00分 開始》

事務局

皆様、お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

定刻より少し早いですが、全員お揃いになりましたので、只今より平成25年度第1回半田市都市計画審議会を開催させていただきます。

－委員紹介－

事務局

それでは、審議会委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

始めに、学識経験を有する委員の皆様からご紹介いたします。

名古屋市立大学名誉教授の瀬口哲夫様でございます。

日本福祉大学准教授の鈴木健司様でございます。鈴木様は、長年、審議会委員としてご尽力いただきました福岡猛志様が昨年6月30日に任期満了となったことから、今回より新たに委員として加わっていただいております。財政学、地方財政を専門とされ、本市の産業・観光振興に関する委員会にも参画していただいております。

続きまして、半田市農業委員会会長の山本善博様でございます。

半田商工会議所専務理事の間瀬政勝様でございます。

続きまして、住民代表の委員の皆様をご紹介いたします。

半田市区長連絡協議会理事の間瀬榮三様でございます。

半田女性活動連絡協議会幹事の板倉恵美様でございます。

続きまして、愛知県の委員の皆様をご紹介いたします。

愛知県尾張県民事務所 知多県民センター長 伊藤克己様の代理で県民安全防災課長の栞葉俊雄様でございます。

愛知県知多建設事務所長 浅野秀磨様の代理で企画調整監の西尾義廣様でございます。

愛知県半田警察署長 山内和久様の代理で交通課交通規制係長の坂本雅俊様でございます。

続きまして、半田市議会より選出されました委員の皆様をご紹介いたします。

沢田清様でございます。

成田吉毅様でございます。
岩田玲子様でございます。
榊原伸行様でございます。
山内悟様でございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、今回、副会長であられた福岡猛志様が辞められましたので、副会長の選任をお願いしたいと存じます。

当審議会条例第5条第2項の規定により、学識経験を有する委員の中から委員の互選によって定めることになっておりますので、どなたかご推薦いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

瀬口委員

鈴木先生に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

只今、瀬口先生から鈴木先生をお願いしたいというご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

それでは、鈴木先生に副会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
瀬口先生は、会長席へご移動をお願いします。
それでは会議に先立ちまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

—会長あいさつ—

会長

<あいさつ(内容略)>

事務局

ありがとうございました。
議事に入ります前に、本日の予定についてご案内させていただきます。
本日の議題は、先に皆様にご配付いたしましたとおり、
「議案第1号 知多都市計画特別用途地区の変更(半田市決定)」及び「議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更(半田市決定)」の2件でございます。

議長の選出につきましては、半田市都市計画審議会条例第6条第1項に、「審議会は会長が議長となる。」と定められておりますので会長に議長をお願いいたします。

－議長選出－

議長

はい、それでは事務局から説明がありましたように、議長を務めさせていただきます。議事の進行に協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

－定足数の確認－

議長

初めに定足数の確認でございます。審議会条例第6条第2項により「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から報告をお願いします。

事務局

本日は、委員14名中、全員の方にご出席いただいております。半田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から、定足数に達しているとの報告がございました。

－議事録署名者の選任－

議長

続きまして、本日の議事録の署名者を決めたいと存じますが、特にご意見がないようでしたら私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

特にご異議も無いようですので私から指名させていただきます。
今回は、沢田清さんと板倉恵美さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ます。

— 議 事 —

議長

それでは、早速議事に入りたいと存じます。

この件につきまして、半田市長より半田市都市計画審議会条例第2条の規定により意見を求められましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次第でございますように「議案第1号 知多都市計画特別用途地区の変更（半田市決定）」についてでございます。

それでは議案第1号につきまして、事務局より説明をお願いします。

— 議案第1号 —

事務局

それでは、議案第1号、知多都市計画特別用途地区の変更について、ご説明いたします。

今回、提案させていただく特別用途地区は、半田市では初めての指定案件となります。

前面のスクリーンにて説明させていただきますが、適宜、お手元の資料とあわせてご覧ください。

まず始めに、特別用途地区について説明させていただきます。

お手元の資料は5ページをご覧ください。

特別用途地区とは、都市計画法第8条第1項第2号に規定される地域地区の一つです。

用途地域の指定目的を基本としつつ、地区の特性や課題に応じて、よりきめ細やかな土地利用を図るため、用途地域を補完する目的で指定するものです。

特定の用途の利便の増進または環境の保護などを図るため、建築物の用途に係る規制の強化または緩和について、建築基準法に基づき、地方公共団体が条例で定めます。

特別用途地区には、目的に応じて様々な種類があり、今回指定するのは、特別工業地区というものです。工業の利便の増進を図り、これに支障を及ぼす恐れのある建築物の制限の強化などを行うために指定するものです。

お手元の資料3ページをご覧ください。

今回指定を行いたいとする地区は、市の北東の臨海部に位置し、東浦町と隣接する州の崎地区です。道路を境界とする赤で囲われた一団の区域に特別工業地区を指定します。指定区域の面積は、約75ヘクタールです。この州の崎地区は、工業地域に指定されており、

昭和40年代に愛知県の企業庁によって造成された工業団地です。隣接する東浦町についても、同時期に工業団地が造成されており、こちらの地区においても、半田市と同様に特別工業地区の指定の手続きを同じく進めているところであります。

半田市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針では、当該地区であります臨海部の既存工業地は、工業生産の活動拠点として位置づけ、良好な生産環境の形成を図るとともに、住宅などとの混在を避けるため、適正な土地利用の誘導を図ることとされています。また、地域別構想においては、州の崎町の工業地域では、住宅などとの混在を避けるため、特別用途地区の指定などにより、工業地としての適正な土地利用の誘導を図ることとされています。

こちらは、地区を拡大した計画図です。お手元の資料は4ページです。赤の点線で囲われた区域が特別工業地区の指定区域です。

地区内には、工場を中心として運輸倉庫施設、遊戯施設、商業施設などが立地しています。地区の中央には、旧衣浦貯木場の跡地があり、現在、民間事業者による埋め立てが行われています。

現在、用途指定されております工業地域では、住宅などの建築が可能であることから、今後、埋め立てにより大規模な未利用地が造成されますと、工業地域の中に住宅地開発が行われる可能性が懸念されます。工業地域の中に住宅が建ちますと、工業の利便の増進に大きな支障となります。そこで、今回、住宅と工場の混在を未然に防ぐため、この州の崎地区においては、特別工業地区を指定し、住宅や共同住宅などの建築に対し、条例において制限を行うことを提案させていただきます。

建築物の具体的な制限内容については、お手元の資料6ページの条例案にあるとおりでございますが、簡単に建築できる建物と、できない建物についてご説明いたします。お手元の資料7ページをご覧ください。まず、このような単独の一般住宅。こちらは建てることはできません。一般のアパートやマンションのような共同住宅についても同様に建てることはできません。

ただし、特別工業地区内に立地する事業所の管理人のための住宅で、延べ面積が125平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積よりも小さいものについては建てるができます。反対に事業所よりも住宅の延べ面積の方が大きいものは建てるできません。1階が事業所で2階が住宅のような建物についても同じ考え方となります。

特別工業地区の指定にあたりましては、昨年9月27日に同時に指定を進めております東浦町と合同で地元説明会を開催し、計画内容についてご説明させていただきました。23人の方々にご参加いただきましたが、反対意見はありませんでした。

また、昨年12月6日から12月20日まで2週間にわたり都市計画課にて都市計画の

案の縦覧をしましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

最後に、今後の予定でございますが、今回の審議会での結果を踏まえまして、愛知県知事と協議を行います。それに並行して、特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例案について、3月議会に上程させていただきます。全ての手続きが整ったうえで、平成26年4月に都市計画決定の告示を行いたいと考えています。

以上で議案第1号、知多都市計画特別工業地区の変更、半田市決定案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今、説明のありました議案第1号につきましてご意見、ご質問はございましたらお願いします。

成田委員

結論としては、この条例は賛成ですが、現状の用途地域は工業地域ということで、土地利用に関しましては、工業用地と商業用地、貯木場あたりのその他自然地とありますが、現状で商業用地等に住宅は建っているのかどうかということについて教えてください。

事務局

この地区には、既存に運送業者の方の寄宿舍が一つございます。あと、遊戯施設のぱちんこ屋が2件ございまして、そのうちの一件が2階に従業員の方の寄宿舍がございます。他に2件の事業者の管理人住宅が二つありますが、そのうちの1件は操業をやめられている状態です。以上これらの4件が現在住宅としてございます。

成田委員

現状としては分かりました。資料の中にある建設可能な住宅等のイメージで言うと従業員専用の住宅が二つあり、管理人の住宅が二つあるが、そのうちの一つが管理人住宅でなくなり、一つだけあるということで、これらの建物は条例に当てはまっているものだという理解でよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃられるとおり、既存にある住宅は、条例が施行されたとしても適正な状況となっております。

成田委員

あともう一点、東浦町とも隣接していますが、会社の敷地としては半田市に少しかかっている、大部分が東浦町というような土地もあると思いますが、住宅のイメージの中で、工場や店舗の大部分が東浦町にあって、半田市の方に管理人の住宅があるというような場合はどうなるのでしょうか。

事務局

この工業地の一団は、州の崎町と東浦町の部分も含め、一体として企業庁が工業団地として整備しておりますので、委員がおっしゃられるように工場が東浦町にあって、住宅を半田市に建てたいという場合も一団の敷地と考え、行政境を跨いだとしても認めていきたいと考えています。

議長

条例が施行される際、現在ある住宅については、適合しているものなので改めて市長が条例に基づいて認めるという行為をするということですね。

事務局

この特別用途地区が指定され、条例が制定されると同時に改めて認めるという行為は行いません。あくまでも条例は作るときに規制をかけるものです。

議長

もし適合しないものがあれば、それは不適合のまま存続するということですね。

事務局

そうです。

成田委員

事業所の管理人住宅であったけれども、事業所をやめられてしまい住宅だけ残るケースも考えられると思いますが、そういった場合、それはいけないということが条例に書かれていませんが、どのようにお考えでしょうか。

議長

過去には遡及しないで、新しく作るものに対して条例は適用されるので、既にあるものについては、工場をやめられても不適合のまま住宅だけ残るということですね。

成田委員

10年後、20年後、30年後に建て替えを行い、その後に工場や店舗をやめることになってしまったけれども、そこにしか住むところがなく、住宅だけ残った場合については、条例で規制が掛けられる状態になっているのでしょうか。

事務局

条例の方で、建物を作るときにはもちろん規制が掛かりますが、建物を作った後も適正に使用することも決まりとしてあります。この条例で使用人というところがありますので、使用状況が違っているようであれば、適切に指導、是正命令で対応させていただくというように思っています。

成田委員

それは、第5条に含まれているという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局

そうです。

議長

他にはどうでしょうか。特にご意見がないようでしたら裁決を取りたいと思います。議案第1号「知多都市計画特別用途の変更（半田市決定）」について、原案通り決することにご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

はい、ありがとうございます。異議なしということで原案通り決することといたします。

続きまして、「議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）」についてでございます。

それでは議案第2号につきまして、事務局より説明をお願いします。

— 議案第2号 —

事務局

議案第2号、知多都市計画生産緑地地区の変更についてご説明いたします。

まず始めに、生産緑地地区について説明させていただきます。資料15ページをご覧ください

ださい。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地等について、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的として定めた農地のことをいいます。

生産緑地地区の指定要件といたしましては、生産緑地法第3条第1項の規定に基づき、「公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地として適していること」、「面積が一団で500㎡以上であること」、「農林漁業の継続が可能な条件をそなえていること」こういった事を勘案して、都市計画上の観点から生産緑地地区の指定を行っています。

生産緑地は、法第10条の規定により、「生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合」、「主たる従事者が死亡した場合」、「主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有した場合」に所有者は、市長に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。

生産緑地の買取り申出がされた場合の手続きの流れについて説明いたします。土地所有者から買取りの申出を受けると法第11条により、先ず市が買取りを検討いたします。買取らない場合は、愛知県知多建設事務所などへ照会をかけます。それでも買取り希望者がいない場合は、所有者に買取らない旨の通知を送付するとともに、法第13条により農業委員会へのあっせん協力を行います。その結果、法第10条の申出から3か月以内を買取りを希望する者がいなかった場合、すなわち所有権の移転ができない場合には、法第14条の規定により生産緑地の行為制限が解除されるものとなっています。

それでは、今回の変更内容について、ご説明いたします。資料12ページをご覧ください。本案件は、市の北部に位置する1-16団地の一部区域の除外と市の中央部に位置する2-16団地の区域全ての除外、これら2件の生産緑地について提案するものでございます。

まず、1-16団地についてご説明します。資料は13ページをご覧ください。所在地は、半田市平地町五丁目で、七本木池のすぐ東に位置しています。本件は、指定されている3,418平方メートルのうち黄色の部分2,516平方メートルを区域から除外するものです。

当該生産緑地は、平成25年4月15日に土地所有者から「主たる従事者の故障」を理由に、買取りの申出がありました。市といたしましては、近隣に七本木池公園の整備が進められていることや、平地公園などが整備されているため、公園用地として取得する必要性が低いことから買取らないことと致しました。その後、農業委員会にも斡旋協力を依

頼りましたが、斡旋不成立となりました。その結果、買取申出の日から3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、平成25年7月16日に生産緑地の行為制限は解除されております。

次に、2-16団地についてご説明します。資料は14ページをご覧ください。所在地は、半田市白山町五丁目で、雁宿公園のすぐ南に位置しています。本件は、指定されている921平方メートル全てを区域から除外するものです。

当該生産緑地は、平成25年2月6日に土地所有者から「主たる従事者の故障」を理由に、買取りの申出がありました。市といたしましては、近隣に雁宿公園や白山公園が整備されているため、公園用地として取得する必要性が低いことから買い取らないことと致しました。こちらにつきましても、農業委員会に斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となりました。その結果、買取申出の日から3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、平成25年5月7日に生産緑地の行為制限は解除されております。

以上のことから、現在都市計画決定されております生産緑地面積 65,938㎡、約6.6haから3,437㎡を除外し、62,501㎡、約6.3haへの都市計画の変更を提案いたします。

団地数につきましては、現在の53団地から52団地に変更となります。

なお、本案件につきまして、去る12月6日から12月20日までの2週間にわたり都市計画課にて都市計画の案の縦覧をしましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

以上で議案第2号、知多都市計画生産緑地地区の変更、半田市決定案の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。生産緑地の議案第2号につきまして説明をしていただきました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

成田委員

毎年、生産緑地は変更によって、市内の面積がどんどん減少している訳ですが、去年が6.6haで今年が6.3haとなってきました。半田市としてはどれくらいが生産緑地の数や面積として適正であると考えているのでしょうか。また、今回も公園が近くにあるので、特に買い取りは市として行われなかったと理解していますが、今後市が買い取ることがあるとしたら、公園の数などを勘案して考えられるのか、それとも今後は基本的には買い取らない方向で生産緑地を減らしていくような考え方なのか、その辺りをお聞かせください。

事務局

まず、適正な規模についてでございますが、当初指定した際には、地主の方の意向を反映して指定しているというところがありますので、市として適正な規模というものは特にありません。二点目ですが、残り52団地ございますが、それぞれの箇所において状況も様々異なりますので、その時の周辺の公共施設の状況を踏まえて個々に買い取るかどうかは判断していきたいと思っています。

成田委員

半田市は当てはまらないかもしれませんが、税金の関係で、三大都市圏の市街化区域内の農地は固定資産税や相続税が高く設定されている方向にあるようで、北名古屋市では市街化区域内の農地の税が平成24年4月くらいから上がるというようなことがあったようです。固定資産税が生産緑地では低くなっていますが、大都市圏では市街化区域の農地の税が高くなっている傾向にある中で半田市でも今後起こることがあるのでしょうか。

事務局

生産緑地の固定資産税は非常に安く設定されています。土地の形状や立地によっても異なってきますが、今回のように生産緑地から除外された場合に、目安として約300倍に税金が上がるということです。また、今後、三大都市圏で市街化区域の農地の税が上がる流れにあるとのことですが、半田市においても今後、税金が上がるのかどうかについては把握しておりません。

議長

生産緑地は農地の扱いであり、基本的には市街地の中にある農地は宅地並み課税とされていますが、生産緑地ではそれが当てはまらず、農業生産をしていただくということを基本に課税が低くなっている訳ですね。

成田委員

今現状として関東、関西、中部といった三大都市圏の市街化区域内の農地は、固定資産税や相続税は宅地並みの税を徴収しているという状況です。それで、大都市圏だけでなく半田市も名古屋近郊エリアになるので、そういったことがあり得るのかということが疑問としてありました。先ほど例に挙げたのは、名古屋市内ではないけれども北名古屋市は、そういったことを適用して、平成24年4月から宅地並みの税を徴収し始めたということだそうです。市街地にある農地は農地並の税で安いと思われませんが、もし三大都市圏のように税が高くなった場合に、現在市街地にある農地がどのように変化し、それに対して市としてもどのような動きになるのかということが知りたいと思います。

建設部長

今、委員の言われたことは、三大都市圏において生産緑地に指定した段階で市街化区域内の農地を今後営農する農地と宅地化していく農地という分けをしています。半田市も生産緑地を指定していますので、生産緑地以外の農地は今後宅地化していく農地という意味合いになっており、その時点で宅地並みの課税がされていると理解しています。生産緑地自体も首都圏と近畿圏と中部圏において、例えば中部圏であれば名古屋市から30km圏内にある市が指定することになりましたので、そこに該当する市は宅地化する農地と保全する農地とに分けていますので、その時点で課税が変わっていると理解しています。北名古屋市につきましても合併して市になりましたので、その時点で新たに生産緑地を指定していると思います。ですので、時期がずれて市街化区域内の農地の税金が上がっているものと思われまます。また、同じ愛知県内でも豊橋市や豊川市などは名古屋市から30km圏内に当てはまらないため生産緑地の指定はない状況です。

議長

人口が増えて市街地が拡大する中で市街地にある農地をどうするかという議論の中で、農政と都市行政のせめぎあいの部分で生産緑地の制度ができています。今後、人口減少時代になり、市街化の圧力が減った時に生産緑地の制度がどうなるかということについては国政の問題であり、なかなかこの場では決められない難しい問題だと思います。デトロイトの自動車産業が衰退し、その工場跡地を買って農地にしているという方がいるという話をテレビで見ましたが、そうすると税制が問題となってきます。都市の中にある自動車関連の労働者の家が売りに出て、買い手がいないために1ドルや2ドルで売りに出る、それを買って農地にしているようですが、税金が高いとそれはできませんよね。日本ではそこまでの急激な人口減少は起きていませんが、都市内のそういう状況での土地利用をどうするかということは大きな議論となります。日本の人口はしばらくは横ばいの傾向にあると思いますので、土地利用に関しては当分の間はこのままではないかと思っている方も多いのではないかと思います。ただ、生産緑地の制度に課題が多いということは確かだと思います。

葉委員

生産緑地は、従事者の死亡もしくは故障以外にも30年経過した時に買取申出ができる分けですが、今ですとあと10年ありますけれども、名古屋市などでも実際にあまり手の掛からない果樹園として生産緑地の指定を行っているところがあって、おそらくその方は農業ができないけれども30年経過するのを待って買取申出を行った方が近年みえたようです。10年後に指定から30年が経過した時のことを考えておかないと、一気に買取申出が出てくることも考えられますので、市が買い取ることは難しいという気がします。買取申出は、実際には市に買い取ってもらいたいからするのではなく、農業ができなくなっ

たから生産緑地を外して住宅として売るといったことではないかと思うのですが、今後の問題として10年後をどうするかということを考える必要があるのではないかと思います。名古屋市でもそういったケースを聞くものですから、そのあたりをどうするのか、始めから買い取りは難しいという話で行くのか判断していかないと大混乱になるのではという気がします。

議長

10年後にはそういった課題が考えられるということで、都市計画課にはご検討いただきたいというご意見かと思っておりますので、よろしくお願いします。

建設部長

生産緑地を指定した当時も、30年後に買取申出が集中することは我々にとっても負担になるということなので、生産緑地を買い取る時に国に対して支援してもらえるように要望をしておりましたが、国の方からも支援してもらえないので市としてもなかなか買取れない状況です。ただ、指定後30年が間近になっていますので、公園の配置などを考える中で今後検討したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長

財政的な裏付けがあれば、公園をもう少し追加するようなことも考えられるかもしれませんね。

その他はよろしいでしょうか。他にご意見もないようですので、「議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）」については、原案の通り決することにご異議ございませんか。

一同

(異議なし)

議長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案通り決することといたします。

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

最後に、以上2議題につきまして、半田市都市計画審議会運営要綱第10条により、「会議は議決により公開とすることが出来る。」と規定されておりますので、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開したいと思います。ご意義ございませんか。

一同

(異議なし)

異議なしと認めます。

これもちまして、審議を終了させていただきます。皆さん、お疲れさまでした。

—事務連絡—

議長

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

事務局

ご審議、誠にありがとうございました。

事務局からご連絡をいたします。

議事録のご署名でございますが、事務局において議事録（案）を作成した後、署名者として指名された方に、その内容についてご確認いただきご署名をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。連絡事項は以上でございます。

これを持ちまして都市計画審議会を終了したいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

《午後3時50分 終了》

半田市都市計画審議会委員名簿

平成25年6月30日現在

No.	役職名		氏名
1	会長	学識経験者 (都市計画)	瀬口 哲夫
2	副会長	〃 (地方財政)	鈴木 健司
3	委員	〃 (農業)	山本 善博
4	〃	〃 (商工業)	間瀬 政勝
5	〃	半田市議会議員	沢田 清
6	〃	半田市議会議員	成田 吉毅
7	〃	半田市議会議員	岩田 玲子
8	〃	半田市議会議員	榊原 伸行
9	〃	半田市議会議員	山内 悟
10	〃	愛知県尾張県民事務所 知多県民センター長	伊藤 克己
11	〃	愛知県 知多建設事務所長	浅野 秀磨
12	〃	愛知県半田警察署長	山内 和久
13	〃	半田市 区長連絡協議会理事	間瀬 榮三
14	〃	半田女性活動 連絡協議会幹事	板倉 恵美